

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 三

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
 第四百四十八条第三項中「」の規定により「」の規定の例により「」に改める。
 第四百五十六条第一項中「、次に掲げる場合を除き」を削り、同項各号を削る。
 第二百二十九条第一項第四号中「地方公共団体」の下に「、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条

第一項第二号において同じ。)」を加える。
 第二百四十九条第一項第二号中「地方公共団体」の下に「、独立行政法人、国立大学法人」を加える。
 第二百八十条第二号中「資金前渡概算整理簿」を「資金前渡整理簿」に改め、同条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

三 概算整理簿(第百三十六号様式の二)

第二百八十一条第二号中「資金前渡概算整理簿」を「資金前渡整理簿」に改め、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 概算整理簿

別表第一中 「福島県いわき建設事務所

を「福島県いわき建設事務所」に改める。

別表第六総務部の項中「税務課のうち知事が指定する者の職

現金取扱員」を「現金取扱員」に改める。

別表第七の表福島県あぶくま高原自動車道建設事務所の項を削る。

別表第八の表福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場の項中「現金取扱員及び物品取扱員」を「物品取扱員」に改め、同表福島県富岡用水改良事務所の項を削り、同表福島県あぶくま高原道路管理事務所 所長 物品取扱員

別表第八の表福島県真野ダム管理事務所の項及び福島県立富岡高等学校川内校の項を削る。

第百三十六号様式中「第136号様式」を「第136号様式(第280条、第281条関係)」とし、「資金前渡概算整理簿」を「資金前渡整理簿」に、「前渡年月日」を「前渡年月日」に、「前渡額(概算額)」を「前渡額」に改める。

第百三十六号様式の次に次の一様式を加える。

第百三十六号様式の次に次の一様式を加える。

第136号様式の2 (第280条、第281条関係)

概 算 払 整 理 簿

相 手 方 氏 名	概 算 額						所 管			給 付 の 内 容			
	概 算 年 月 日	金 額 円	概 算 年 月 日	金 額 円	概 算 年 月 日	金 額 円	精 算 年 月 日	精 算 額 円	返 納 額 円	追 給 額 円	整 理 済 印	金 額、期 間	摘 要

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
注 委託料又は補助金に係るものと委託料又は補助金以外に係るものとは、それぞれ別の口座とすること。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第二十五号

福島県財務規則の特例に関する規則

福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 パーキング・メーター作動等の手数料収入(第五十九条 第六十条 第三条)」を「第十二章 削除」に改める。

第一条中「、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給(以下「パーキング・メーター作動等」という。)の手数料収入」を削り、「、県営住宅」の下に「、準県営住宅」を加える。

第二十三条中「又は福島県太陽の国野球場(以下「太陽の国野球場」という。)」を削り、「勤労身障者体育館又は太陽の国野球場」を「勤労身障者体育館」に改める。

第二十七条の二、第三十二条、第四十二条、第四十七条及び第五十八条中「又は太陽の国野球場」を削る。

第十二章を次のように改める。

第十二章 削除

第五十九条から第六十三条まで 削除

第七十四条及び第七十八条中「又は太陽の国野球場」を削る。

第六号様式中「(監理課)の国野球場」を削る。

第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第十号様式及び第十一号様式 削除

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第二十六号

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則(平成十六年福島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次のとおり」を「次に掲げる事項を記載した様式第一号による計画書を当該年度の六月三十日までに提出すること」に改め、同条各号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 計画期間

三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第四条の次に次の二条を加える。

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第四条の二 条例第九条第一項の規則で定める保管は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 保管の用に供する場所の面積が三百平方メートル以上の場所における、建設工事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。))第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。第六条の二第一号において同じ。)に伴い生ずる産業廃棄物の保管

二 法第十四条第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管

三 産業廃棄物処理施設又は条例第三十二条第一項に規定する産業廃棄物指定処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)において行われる保管

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管(事前の届出を要しない場合)

第四条の三 条例第九条第一項の規則で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

第五条第一項中「第九条第五号」を「第九条第二項第五号及び第二項第五号」に改め、同項第四号中「において」の下に「容器を用いずに」を加え、「保管する」を「保管をする」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 保管開始年月日

第五条第三項中「第九条」を「第九条第一項及び第二項」に改め、同条第四項第三号中「及び立面図」を削り、同項第五号を削る。

第六条の次に次の二条を加える。

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第六条の二 条例第十一条において準用する条例第九条第一項の規則で定める保管は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上の場所における、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物の保管

二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管

三 産業廃棄物処理施設等において行われる保管

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定

による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(事前の届出を要しない場合)

第六條の三 條例第十一條において準用する條例第九條第一項の規則で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

第七條第一項中「第九條第五号」を「第九條第一項第五号及び第二項第五号」に改め、同項第四号中「において」の下に「容器を用いずに」を加え、「保管する」を「保管をする」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 保管開始年月日

第七條第三項中「第九條」を「第九條第一項及び第二項」に改める。

第二十八條第三項第二号及び第三十二條第五項第六号中「損益計算書」の下に「株主資本等変動計算書、個別注記表」を加える。

第四十條第一号中「変更される」を「増大される」に改める。

第四十五條第三項第二号中「損益計算書」の下に「株主資本等変動計算書、個別注記表」を加える。

第四十九條第一項中「第五條第三項第四号」を「平成十四年環境省令第二十九号(第六條第三項第四号)に改め、同條第二項中「第五條第四項第二号」を「第六條第四項第二号」に改める。

第五十條第一号ア中「(平成十四年環境省令第二十九号)第五條第一項第二号」を「第六條第一項第二号」に改め、同号ア(1)中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同号ア(2)中「第十條第二項第三号」を「第十條第二項第四号」に改め、同号イ(1)及び(2)中「に掲げる」を「に規定する」に改める。

第五十一條第二号ウ(2)中「第七條の七」を「第七條の八第一項」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号 (第2條関係)

(第1面)

産業廃棄物管理計画書	年 月 日
提出者	
住所	
氏名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第7条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	前年度 (年度) 実績
	産業廃棄物の種類
②計画	排出量 t
	排出量 t
(これまで実施した取組)	
目標	
産業廃棄物の種類	
排出量 t	
排出量 t	
(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
①現状	前年度 (年度) 実績
	産業廃棄物の種類
②計画	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 t
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 t
(これまで実施した取組)	
目標	
産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 t	
(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	
前年度 (年度) 実績	

①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) (今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	前年度 (年度) 実績		
	産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t

		(これまでに実施した取組)	
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	前年度 (年度) 実績		
	産業廃棄物の種類		
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への処理委託量		t	t
再生利用業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			

--

(第 5 面)

②計画	
(今後実施する予定の取組)	
目標	t
産業廃棄物の種類	t
全処理委託量	t
優良認定処理業者 への処理委託量	t
再生利用業者 への処理委託量	t
認定熱回収業者 への処理委託量	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t

※事務処理欄	
--------	--

(第 6 面)

	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。 2 当該年度の6月30日までに提出すること。 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。 (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによる減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。 7 ※欄は記入しないこと。
--	---

様式第2号 (第3条関係)

(第1面)

産業廃棄物管理計画実施状況報告書		年 月 日	
福島県知事			
提出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
福島県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例第7条第2項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物管理計画における計画期間			
産業廃棄物管理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t

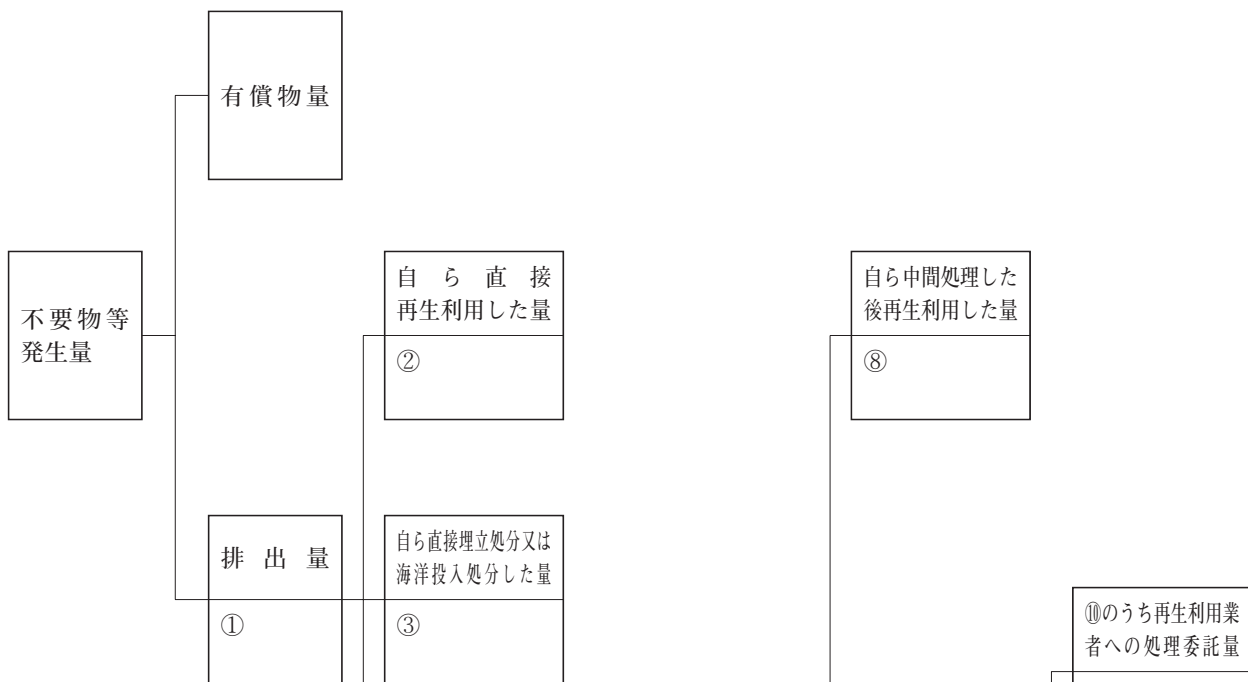
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：)



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑥自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら中間処理した量
④
④のうち熱回収を行った量
⑤

自ら中間処理した後の残さ量
⑥
自ら中間処理により減量した量
⑦

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物管理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物管理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(4)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物管理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物管理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

表名録川の中「第9条」や「第9条第1項(第9条第2項)」「並びに」を「保管する」や「の保管をする」並びに「保管する産業廃棄物」や「保管をする産業廃棄物」並びに「保管すること」や「保管をすること」並びに「屋外において保管する」や「屋外において容器

を用いずに保管をする」並びに「保管開始予定年月日」を「保管開始年月日」に改め、同様式備考中「保管する産業廃棄物」を「保管をする産業廃棄物」に改める。
様式第四号及び様式第五号中「を保管する」を「の保管をする」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四十九条、第五十条第一号ア及び同号ア(2)並びに第五十一条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則様式第四号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更届出書及び様式第五号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更届出書は、それぞれ改正後の福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則様式第四号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更届出書及び様式第五号による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)保管場所変更届出書とみなす。
(産業廃棄物課)

福島県規則第二十七号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成八年福島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第四号中「第二十二條」を「第二十二條第二項」に改める。

第十六条中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「又は特定粉じんの濃度」を削り、「及びその結果の記録は」を「その結果の記録及びその記録の保存は、条例第十二條第一項のばい煙排出基準が定められたばい煙を対象とし」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第一号又は第二号」を「前二号」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所及び測定方法並びにばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第百十條の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙濃度測定記録表(様式第七号)の記録に代えることができる。

第十六條第四号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 条例第二十二條第二項の規定による特定粉じんの濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十八條の十二の規定による測定を行った場合を除き、石綿に係る特定粉じん濃度の測定は、第十条に規定する測定法により、六月を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所並びに特定粉じん指定施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

第十七條に次の三号を加える。

八 四塩化珪素

九 シクロロシラン

第二十三条中「第二十七条第八項」を「第二十七条第九項」に改める。

第三十一条中「及びその結果の記録」を「、その結果の記録及びその記録の保存」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 指定事業場排水又は特定事業場排水の汚染状態の測定は、当該指定事業場排水を排出する排水指定事業場に係る排水指定事業場排水基準又は当該指定事業場排水を排出する特定事業場に係る特定事業場排水基準に定められた事項のうち、様式第八号別紙四により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。
- 二 前号の測定は、指定事業場排水基準又は特定事業場排水基準の検定方法により行うこと。
- 三 測定のための試料は、測定しようとする排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。
- 四 測定の結果は、水質測定記録表（様式第九号）により記録すること。ただし、計量法第七十条の登録を受けた者から様式第九号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第七十条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七十条ただし書に規定する者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。
- 五 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に規定する証明書（計量法第七十条ただし書に規定する者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

第六十一条第五号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改め、同条第六号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に改める。

第六十二条第五号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改め、同条第六号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に改める。

別表第四の14の項中「別表第一の10の項」を「別表第一の2の表10の項」に改め、同表備考1の表銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物の項中「、亜鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物」を「並びに亜鉛及びその化合物」に、「又は吸光度法により銅、亜鉛、クロム、カドミウム又は鉛」を「、吸光度法、ICP発光分析法又はICP質量分析法により銅又は亜鉛」に改め、同項の次に次のように加える。

クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに亜鉛	規格K0083に定める方法によりクロム、カドミウム、鉛又は亜鉛として測定する方法
---------------------------------------	--

素及びその化合物

別表第四備考1の表水銀及びその化合物の項中「原子吸光度法」を「方法」に改め、同表砒素及びその化合物の項を削り、同表塩化水素の項中「のうちチオキソニル酸第二水銀法又は連続測定法」を削り、同表塩化水素の項中「のうちチオキソニル酸第二水銀法又は連続測定法」を削り、同表砒素、弗化水素及び弗化珪素の項中「のうちチオキソニル酸第二水銀法」を削り、「弗素イオン」を「弗素」に改め、別表第四備考2中「のうちチオキソニル酸第二水銀法」を削る。

様式第七号その1（ダイオキシン類以外のもの用）を次のように改める。

様式第七号（第16条関係）

ばい煙濃度測定記録表

その1（ダイオキシン類以外のもの用）

- 1 ばい煙指定施設の種別及び工場又は事業場における施設番号
- 2 測定者の氏名
- 3 測定箇所
- 4 測定内容

ばい煙	測定単位	測定年月日及び時刻 (開始時間～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考	排出ガス量	
							ばいじん	ばい煙
C s	(g/Nm ³)						C s	(g/Nm ³)
							C	(g/Nm ³)
酸素濃度	(%)							
カドミウム及びその化合物							(mg/Nm ³)	
塩素							(mg/Nm ³)	
塩化水素							C s	(mg/Nm ³)
							C	(mg/Nm ³)

酸素濃度	(%)					
亜硝酸、亜硝酸水素及び亜硝酸塩類	(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物	(mg/Nm ³)					
銅及びその化合物	(mg/Nm ³)					
亜鉛及びその化合物	(mg/Nm ³)					
シアン化水素	(mg/Nm ³)					
酸化水素	(mg/Nm ³)					
水銀及びその化合物	(mg/Nm ³)					
砒素及びその化合物	(mg/Nm ³)					
クロム及びその化合物	(mg/Nm ³)					

備考

- この様式は、ダイオキシン類を除くばい煙濃度の測定の結果の記録に用いること。
- ばいじん及び塩化水素のCsの欄にはそれぞれ福島県生活環境の保全等に關する条例施行規則別表第3及び別表第4の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ同規則別表第3及び別表第4の数値を記載すること。ただし、同規則別表第1の2の表2の項に掲げるボイラー以外のばい煙指定施設の塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
- ばいじん及び塩化水素の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県規則第二十八号

福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター条例施行規則（平成十八年福島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中

使用する施設の名称	使用
	年
	年
	年
	年

年 月 日	使 用 時 間
月 日	時から 時まで
月 日	時から 時まで
月 日	時から 時まで
月 日	時から 時まで

使用する施設の名称	使 用 設 備
使用する施設の名称	設備
冷 暖 房 設 備	
音 響 設 備	
映 像 設 備	

に改める。

年 月 日	使 用 時 間
年 月 日	時から 時まで
有	無 使 用 時 間
有	無 時 間
有	無 時 間

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県農業総合センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による農業総合センター使用承認申請書及び様式第三号による農業総合センター使用変更承認申請書は、それぞれ改正後の福島県農業総合センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）様式第一号による農業総合センター使用承認申請書及び様式第三号による農業総合センター使用変更承認申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則様式第二号による農業総合センター使用（使用変更）承認書は、改正後の規則様式第二号による農業総合センター使用（使用変更）承認書とみなす。
- 4 福島県農業総合センター条例施行規則（以下「規則」という。）第四条から第七条まで、第九条及び第十条の規定は、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第三十九号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定により改正条例の施行の日前に行う福島県農業総合センター条例（平成十八年福島県条例第三十五号）第四条第一項の承認について準用する。
- 5 規則第八条の規定は、改正条例附則第三項に規定する使用料について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第七条ただし書」とあるのは、「福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第三十九号）附則第四項において準用する条例第七条ただし書」と読み替えるものとする。
（農業振興課研究技術室）

福島県規則第二十九号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十六条」の下に「及び条例第五十三条」を加え、同条第二項中「第七条第二項」及び「第七条第四項」の下に「（条例第五十三条で準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項第八号中「県営住宅」の下に「又は準県営住宅」を加え、同条第九号中「又は条例第三十九条第三号」を「、条例第三十九条第三号又は条例第四十七条第四号」に改める。

第四条中「第四十六条」の下に「及び条例第五十三条」を加え、「第四十八条」を「第五十五条」に改める。

第五条中「第七条第二項」の下に「（条例第五十三条で準用する場合を含む。）」を加える。

第六条中「第七条第四項」の下に「（条例第五十三条で準用する場合を含む。）」を加える。

第八条第一項中「第四号又は」を「第四号、」に改め、「第五号」の下に「又は第三十号第二号若しくは第三号」を加える。

第九条第一項中「及び条例第五十四条」を「、条例第五十三条及び条例第六十一条」に改め、同条第二項中「第四十六条」の下に「、条例第五十三条及び条例第六十一条」を加える。

第十条第一項、第十一条及び第十二条中「及び条例第五十四条」を「、条例第五十三条及び条例第六十一条」に改める。

第十三条中「第四十六条」の下に「及び条例第五十三条」を加える。

第十四条中「県営住宅」の下に「及び準県営住宅」を加える。

第十五条第一項中「第四十六条」の下に「及び条例第五十三条」を、「、県営住宅」の下に「及び準県営住宅」を加え、同条第二項及び第三項中「第四十六条」の下に「及び条例第五十三条」を加える。

第十六条第一項中「及び条例第五十四条」を「、条例第五十三条及び条例第六十一条」に改め、同項第四号中「第四十六条」の下に「及び条例第五十三条」を加え、同条第二項中「第十三条第二項の規定による県営住宅」を「第十三条第二項（条例第四十六条及び条例第五十三条で準用する場合を含む。）の規定による県営住宅等」に、「県営住宅住戸改善事業の施行後の県営住宅」を「施行前の県営住宅等住戸改善事業の施行後の県営住宅等」に、「施行前の県営住宅」を「施行前の県営住宅等」に改める。

第十七条第一項中「及び条例第五十四条」を「、条例第五十三条及び条例第六十一条」に改める。

第十八条中「第十五条第二項」の下に「（条例第五十三条で準用する場合を含む。）」を、「県営住宅」の下に「又は準県営住宅」を加える。

第十九条第一項中「第十五条第二項」の下に「（条例第五十三条で準用する場合を含む。）」を加え、「県営住宅敷金 除 徴収猶予 申請書」を「県営住宅 敷金 除 徴収猶予 申請書」に改め、同条第二項中「県営住宅敷金 除 徴収猶予 申請書」を「県営住宅 敷金 除 徴収猶予 申請書」に改め、同条第二項中「県営住宅敷金 除 徴収猶予 申請書」を「準県営住宅 敷金 除 徴収猶予 申請書」に改め、同条第二項中「県営住宅敷金 除 徴収猶予 申請書」を「準県営住宅 敷金 除 徴収猶予 申請書」に改める。

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書 除 申請書

第二十五条第一項中「第二十條第三項前段」の下に「(條例第五十三條で準用する場合を含む。)」を加え、「同條第二項中「第二十條第三項後段」の下に「(條例第五十三條で準用する場合を含む。)」を加える。

第二十六條第一項中「第二十二條」の下に「(條例第五十三條で準用する場合を含む。)」を加え、「(県営住宅明渡期限延長申請書)を「県営住宅明渡期限延長申請書」に改め、同條第二項中「(県営住宅明渡期限延長申請書)を「(県営住宅明渡期限

延長申請書」に、「(県営住宅)又は準県営住宅」に改める。

第二十七條中「及び條例第五十四條」を、「及ぶ條例第五十三條及び條例第六十一條」に改める。

第二十八條中「第四十六條」の下に「及び條例第五十三條」を加え、「第五十九條第四項」を「第六十六條第四項」に改める。

第三十六條を第三十九條とする。

第三十五條中「第五十八條第一項」を「第六十五條第一項」に、「及び二の表」を「二の表及び三の表」に改め、同條を第三十八條とする。

第三十四條中「第四十九條第二項」を「第五十六條第二項」に改め、同條を第三十七條とする。

第三十三條各号列記以外の部分中「第四十七條」を「第五十四條」に、「第四十八條」を「第五十五條」に改め、同條第三号中「第四十四條第一項から第七項まで」を「條例第四十四條第一項から第七項まで(條例第五十三條で準用する場合を含む。)」に改め、同條第五号中「第四十八條」を「第五十五條」に改め、同條を第三十六條とする。

第三十二條の次に次の三條を加える。

(準県営住宅の公募の例外)

第三十三條 條例第五十三條の規定により読み替えられる條例第四條第一項の規則で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。

一 第三十一條第一号から第三号までに掲げる事由

二 現に準県営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数が増減があったこと又は既存入居者若しくはその同居者が加齢、病

気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となったことにより、入居者を募集しようとしている準県営住宅に当該既存入居者が入居することが適当であること。

三 準県営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(市町村立地係数)

第三十四條 條例第五十三條の規定により読み替えられる條例第十一條第一項の準県営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして市町村ごとに規則で定める数値は、別表第三の上欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

(経過年数係数)

第三十五條 條例第五十三條の規定により読み替えられる條例第十一條第一項の準県営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて一以下で規則で定める数値は、別表第四の名称の欄に掲げる準県営住宅ごとに、それぞれ同表経過年数係数の欄に掲げる数値とする。

別表第二中

名 称	位 置	利 便 性
-----	-----	-------

係 数

を

「一 県営住宅

名 称	位 置	利 便 性
-----	-----	-------

に改め、福島県上山団地の項を削り、同表に次のように加える。

二 準県営住宅

名 称	位 置	利 便 性 係 数
福島県菅荒井団地	福島市	〇・八一

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三(第三十四條関係)

市 町 村 名	立 地 係 数
福島市	〇・九

別表第四(第三十五條関係)

名 称	位 置	経 過 年 数 係 数
福島県菅荒井団地	福島市	六号棟 〇・九二〇二
	七号棟	〇・九三二六

様式第一号(表)中 「県営住宅」に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。

特別県営住宅

「県営住宅

や 特別県営住宅に同居したいので、関係書類を添えて申し込みます。」

「1 県特

営住宅
別県営住宅

「1 県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「2 県営住宅
特別県

営住宅
別県営住宅

営住宅
特別県
準県営

住宅
住宅

団地

「2 県営住宅
特別県営住宅

団地 棟 号室」

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

団地

棟 号室

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅

団地 棟

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

団地

棟 号室

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅

団地

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

団地 棟

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅

団地

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

団地 棟 号室」

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

団地

棟 号室」

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

団地

棟 号室」

「県営住宅

号室」や 特別県営住宅
準県営住宅

団地

棟

号室

「県営住宅
特別県営住宅

団地

棟

号室」

「県営住宅
特別県営
準県営住宅

住宅

「県営住宅
特別県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「2 入居を許可された県営住宅の名称

「2 入居を許可された県営住宅又は準県営住宅の名称

「2 入居を許可された県営住宅又は準県営住宅の名称

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

「県営住宅
特別県営住宅
準県営住宅

様式第十七号中 等の名称 特別県営住宅 団地 棟 号室」や 等の名
 宅 県営住宅 特別県営住宅 団地 棟 号室」 「県営住宅に引き続き入居し
 称 準県営住宅 準県営住宅 特別県営住宅

たい」や 特別県営住宅に引き続き入居したい」に改める。

様式第十八号中 「2 入居している県営住宅の名称 団地 棟
 「2 入居している県営住宅又は準県営住宅の名称 団地 棟 号室」
 号室」や 県営住宅 準県営住宅 準県営住宅 準県営住宅 準県営住宅
 改める。

様式第十九号中 「県営住宅明渡期限延長申請書」や 「県営住宅明渡期限延長申請書」
 準県営住宅 準県営住宅
 以下「下記の県営住宅」や 「下記の準県営住宅」 「1 明渡請求を受けた県営住宅
 の名称 団地 棟 号室」や 「1 明渡請求を受けた県営住宅又は準県
 営住宅の名称 準県営住宅

団地 棟 号室」に改める。
 様式第二十一号中 「(第46条)の次に「及び第53条」を加え、 「第59条第1項」を
 「第66条第1項」に改め、同様式備考中「第46条及び第59条」を「第46条前段、第53条
 前段及び第66条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、
 公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県営住宅等条例施行規則（以下「改正前の
 規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の福島県営
 住宅等条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、
 所要の調整をして使用することができる。

（建築住宅課）